



# 自治大学校 令和5年度研修計画の概要等について

令和4年12月

総務省自治大学校



# 自治大学校の研修課程（令和5年度）

## 一般研修

### 〔第1部課程〕

都道府県・政令市等の管理職への昇任を目指す幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員対象  
研修期間等：年2回、宿泊研修約4.5月、各期 80名

### 〔第2部課程〕

市町村の管理職への昇任を目指す幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員対象  
研修期間等：年4回、宿泊研修約3月、各期 80名

### 〔第1部・第2部 特別課程〕

管理職への昇任を目指す女性幹部候補生として自治体から推薦を受けた職員対象  
研修期間等：年2回、eラーニング又は法制集中研修(宿泊)約1月＋宿泊研修約1月、各期 120名

### 〔第3部課程〕

部局長への昇任を控えた自治体から推薦を受けた課長職以上の職員対象  
研修期間等：年1回、宿泊研修約3週間、各期 120名

## 専門研修

### 〔税務専門課程 (徴収コース)〕

徴税組織の能力向上を目指した研修  
研修期間等：年1回、宿泊研修約1月、各期 120名

### 〔税務専門課程 (会計コース)〕

体系的な会計教育を通じて高度な会計知識を習得する研修【税理士法に基づく指定研修】  
研修期間等：年1回、簿記会計学通信研修約3月＋宿泊研修約3月、各期 50名

### 〔監査・内部統制 専門課程〕

監査や内部統制の理論と実務の知識を習得する研修【地方自治法に基づく指定研修】  
研修期間等：年1回、宿泊研修約1月、各期 50名



# 令和5年度研修計画について①

## 1. 研修計画の概要

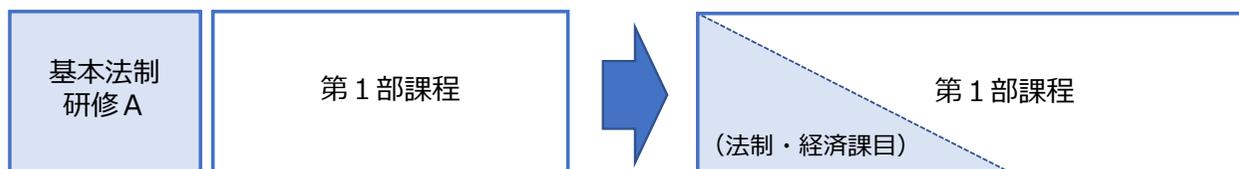
### ①第1部課程

- ・平成30年度に法制・経済課目を選択制の「基本法制研修」として分離

→ 9割以上の研修生が選択していること、分離により講義・演習日程が過密になっているとの研修生の声を踏まえ、令和5年度から両者を統合

併せて、研修期間を2週間延長し、法制経済課目や行政経営課目（管理職のマネジメント能力養成に資する課目）などを充実

(第1部イメージ)





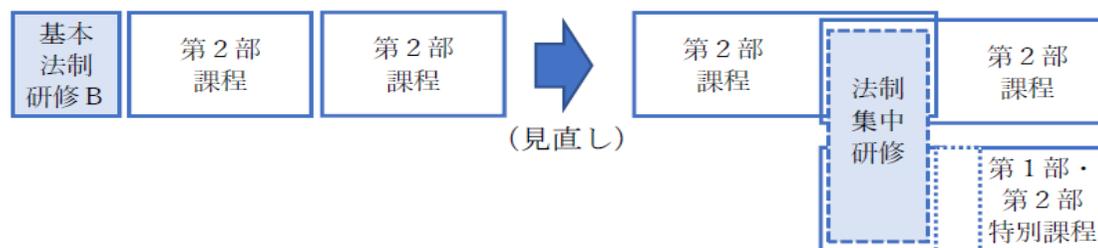
## 令和5年度研修計画について②

### ②第2部課程

- ・小規模な市町村を中心に基本法制研修を受講しないニーズもあることから、選択制を継続

→ 後半の期の研修生がいったん地元に戻ることなく、一気通貫で研修を受講出来るよう、法制課目の開講時期を2つの第2部課程の間に変更（「法制集中研修」として実施）し、研修期間は3日間延長

(第2部イメージ)





## 令和5年度研修計画について③

### ③ 専門課程

- ・ 演習等の実践的な課目の充実を図るため、税務専門課程徴収コースは3日間程度、監査・内部統制専門課程は8日間程度、それぞれ研修期間を延長

### ④ 第3部課程、第1部・第2部特別課程

- ・ おおむね、現行の研修期間どおり

## 2. 課程の定員

- ・ 今年度と同じ1,060名を予定  
(特別研修を含み、法制集中研修及び修士課程連携特別研修を除く。)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、入校者数について、必要に応じて弾力的に対応



# 令和5年度一般研修課程（研修概要）

課 程		定員	日数	対 象	4年度の実施状況
第1部課程	第140期	80名	86日	① 都道府県の職員 ② 指定都市・中核市・施行時特例市の職員 (特別区を含む) ③ 一部事務組合等の職員 ④ その他市町村の職員（要望により対象）	・ 2回（第138期及び第139期）実施 （第138期 38名、第139期 43名）
	第141期	80名	86日		
第2部課程	第200期	80名	53日	① 市区町村(指定都市・中核市を除く)の職員 ② 一部事務組合等の職員	・ 3回（第196期、第197期、第198期）実施 （第196期 45名、第197期 43名、第198期 71名） ・ 第199期は来年1月に実施予定
	第201期	80名	53日		
	第202期	80名	53日		
	第203期	80名	53日		
第1部・第2部 特別課程	第45期	120名	19日	① 都道府県及び市区町村の女性職員 ② 一部事務組合等の職員	・ 1回（第43期）実施 （第43期 80名） ・ 第44期は来年1月に実施予定
	第46期	120名	19日		
第3部課程	第113期	120名	18日	① 都道府県及び市区町村の職員 ② 一部事務組合等の職員 ※ 管理職を対象とする	・ 1回（第112期）実施 （第112期 80名）
（法制集中研修）	第1期	—	（14日）	選択受講制 ・ 本課程参加者 ・ 基本法制のみの受講も可能	・ 基本法制B研修として実施 （第8期 59名、第9期 81名）
	第2期	—	（14日）		



# 令和5年度専門研修課程（研修概要）

- ・専門研修課程では、特定の行政分野に必要とされる高度な知識、実務処理能力の充実を図るため、最新の状況を踏まえた講義や実践的な演習等を重点的に実施。

課 程	定員	日数	研 修 期 間	対 象 ・ 特 記 事 項
税務専門課程 税務・徴収 コース	第21期 120名	24日	令和5年9月下旬～11月上旬	① 都道府県及び市区町村の職員 ② 一部事務組合等の職員 ※ <u>税務・徴収事務経験年数が3年以上の職員を対象</u> ※ 研修期間内における「課題レポート」の作成が修了要件
税務専門課程 会計コース	第41期 50名	(宿泊研修) 58日	事前研修 令和5年3月中旬 簿記会計学通信研修 令和5年3月中旬～6月中旬 税務・会計研修(宿泊研修) 令和5年7月上旬～10月上旬	① 都道府県及び市区町村の職員 ② 一部事務組合等の職員 ※ <u>本研修は、税理士法に基づく指定研修（税理士法第8条第1項第10号）として位置づけられており、修了試験に合格した者は、必要な税務事務経験年数を満たすと税理士試験が全て免除され、税理士となる資格が与えられる。</u> ※ 事前研修は、簿記3級レベルに達していないと見込まれる者に対し実施。
監査・内部統 制専門課程	第24期 50名	28日	令和6年1月中旬～2月下旬	① 都道府県及び市区町村の職員 ② 一部事務組合等の職員 ※ <u>この課程を修了し、演習を通じ監査に必要な知識、技能を有すると認められる者については「自治体監査指導者」と認定する。</u>



## 令和5年度特別研修（研修概要）

課 程	定員	日数	研 修 期 間	対 象 ・ 特 記 事 項
修士課程連携特別研修	—	通年	令和5年4月～6年3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・政策研究大学院大学修士課程（公共政策プログラムの地域政策コース・医療政策コース・農業政策コース・まちづくりプログラム）</li><li>・一橋大学国際・公共政策大学院修士課程（公共法政プログラム・1年コース）</li></ul>
医療政策短期特別研修	30名	10日	令和5年7～8月頃（予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療政策の総合的な企画立案を担う都道府県及び市区町村の職員 ※寄宿舍対応のみ</li></ul>
I C T 人材育成特別研修	別途 連絡	3日	令和5年9月頃（予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県及び市区町村並びに都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等のDX推進担当、情報政策担当、企画財政担当の職員</li></ul>
全国地域づくり人材塾 特別研修	80名	4日	別途連絡	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県及び市区町村並びに都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の地域づくりに取り組む職員等</li></ul>
人材育成担当部局幹部セミナー	50名	3日	令和5年11月頃（予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県及び市区町村並びに都道府県又は市区町村を構成団体とする一部事務組合等の管理職等幹部職員</li></ul>
地域脱炭素研修	30名	3日	令和5年秋頃（予定）	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県・市区町村の地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる職員等（初任者も参加可能）</li></ul>



# 自治大学校における資格等の認定について

- ・自治大学校において、所定の課程を修了し試験等に合格すると次のような資格や認定がなされます。

課 程	対 象 者	
税務専門課程 会計コース	「税理士法に基づく指定研修」 税務専門課程会計コースの修了試験合格者	本研修は、税理士法に基づく指定研修（税理士法第8条第1項第10号）として位置づけられており、修了試験に合格した者は、必要な税務事務経験年数を満たすと税理士試験が全て免除され、税理士となる資格が与えられる。
監査・内部統制専門課程	「自治体監査事務指導者」 「監査論」及び「決算審査実務演習」の研修効果測定の評価が一定程度の者	本研修は、地方自治法に基づく指定研修（地方自治法施行令第174条の49の21）として位置づけられており、外部監査契約を締結できる行政実務経験者の必要経験年数を10年以上を、受講者は5年以上に短縮できる。 自治体監査実務指導者の認定に関する規程（平成12年自治大学校規則第1号）
第1部課程、第2部課程	「自治体職員研修講師」 講師養成課目修了者のうち、模擬講義の評価が一定程度の者	自治体職員研修講師の認定に関する規程（平成元年自治大学校規則第2号）
税務専門課程 税務・徴収コース	「地方税徴収事務指導者」 効果測定レポートを提出し、内容が一定の水準を満たしている者	地方税徴収事務指導者の認定に関する規程（平成15年自治大学校規則第4号）



# 新型コロナウイルス対策について①

## 1. 日常の健康管理

- ・ 手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底、三密（密閉・密集・密接）の回避
- ・ 毎朝検温及び体調を確認し、アプリを活用して報告
- ・ 体調に異変を感じた時の報告      ・ 規則正しい生活

## 2. 講義・演習時

- ・ 飛沫防止→ 教卓の飛沫防止（アクリル）板設置、マスクかつフェイス・シールド（選択制）の着用
- ・ 講義・演習中の3密対策→ 教室・演習室における座席間の間隔の確保、少人数対応
- ・ 換気の強化→ 教室ドアの常時開放、空調による換気、休憩時間における窓の開放の実施

## 3. 校内生活

- ・ ソーシャル・ディスタンスを確保できない場合におけるマスクの着用
- ・ 談話室における管理の徹底（手洗い、手指消毒、咳エチケット、自治会における利用歴等の把握）
- ・ 不要不急な外出の自粛、外泊時における事前届け出（土日休日）
- ・ 食堂において、座席数の減、調味料等の個包装等を実施

（令和4年1月12日から認証店へ。アルコール類を提供）

## 4. 体調に異変を感じた場合・発症した場合における行動等に係る手順の周知・共有（次スライド参照）

## 5. 感染が確認された場合における研修の実施について

- ・ 一般・専門研修課程は、研修の継続を前提に4の手順による措置を実施
- ・ 感染等により寄宿舍への自室待機の研修生は、体調の許す限りにおいて、オンラインでの研修受講が可能





## 新型コロナウイルス対策について②



①指先アルコール除菌完備



②教卓前に飛沫防止板を設置



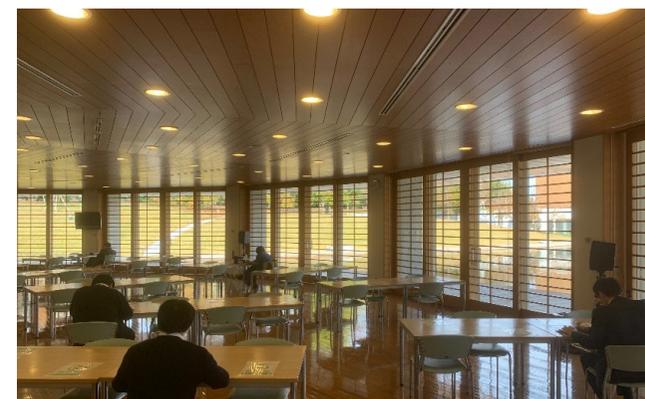
③講師との距離を2m確保



④研修生間の距離を確保



⑤演習は少人数で



⑥利用者間の距離の確保（食堂）



## 新型コロナウイルス対策について③



⑦演習時のフェイス・シールドの着用  
(選択制)



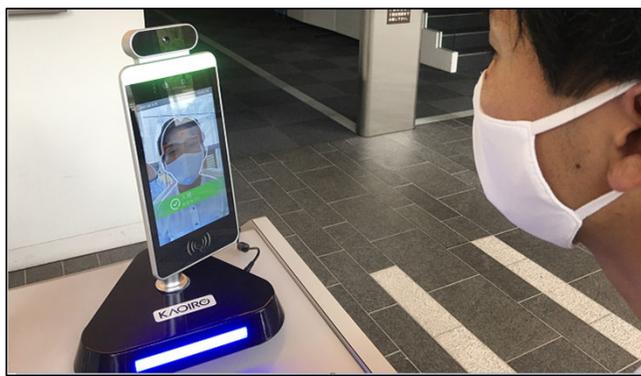
⑧教室のドアを常時開放



⑨空調により常時外気を取入



⑩休憩時間ごとに窓からも換気



⑪来校者に対する検温の実施



⑫アプリによる体温管理